

# 小規模事業者持続化給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けている村内の事業者を対象とした給付金制度を設けました。

ご利用を希望する方は下記の要件をご確認の上、**隠岐國商工会知夫支所まで必要資料と共に申請ください。**

## 対象者

村内に事業を営んで、村内に居住している事業者で令和2年4月～6月の3ヶ月間の平均売上が前年度比20%減少した**法人及び個人事業者**。

※複数の事業を兼ねている方で、いずれか1つの事業でも該当する方は、対象となります。

## 給付額

**給付金一律 20万円**

## 必要書類

- ・申請書（申請書は役場3F地域振興課、商工会窓口で配布致します。）
- ・確定申告書（個人事業者の方と法人の方で提出書類が違います。詳しくは下記※を参照ください。）
- ・今年の月別売上が確認できる書類（売上台帳等）
- ・事業所所在地や事業内容を記載した資料（村外事業者のみ）
- ・振込口座通帳の写し

※確定申告書について

### 【個人事業者の場合】

青色申告の場合：確定申告書第1表の控えと青色申告決算書の控え

白色申告の場合：確定申告書第1表の控え

### 【法人の方】

確定申告書別表1の控えと法人事業概況説明書の控え

（注1）確定申告書第1表及び別表1には、收受日付印が押印（受付日時印字）されていることが必要です。押印がない場合は、役場にて「課税非課税証明書」を取得し必要書類として提出してください。

（注2）電子申請の場合、受信通知（メール詳細）を提出してください。

## 申請期間

**令和2年10月1日～令和3年2月26日迄**

【お問合せ】

隠岐國商工会知夫支所(8-2166)

役場地域振興課(8-2211)